

平成 27 年度 都市景観大賞

「都市空間部門」受賞地区の概要 「景観教育・普及啓発部門」受賞活動の概要 「景観づくり活動部門」受賞取組の概要

「都市景観の日」実行委員会

■主催:「都市景観の日」実行委員会

(公財)都市計画協会、(一社)日本公園緑地協会、(独)都市再生機構、(一財)民間都市開発推進機構、(公社)日本都市計画学会、(一財)都市みらい推進機構、(公社)街づくり区画整理協会、(一社)日本屋外広告業団体連合会、(公財)都市づくりパブリックデザインセンター、全国景観会議、都市景観形成推進協議会、歴史的景観都市連絡協議会、全国街路事業促進協議会

■後援:国土交通省

■協賛団体:

(一財)都市文化振興財団、(一財)計量計画研究所、(公財)区画整理促進機構、(公社)日本交通計画協会、(一社)再開発コーディネーター協会、(一社)日本造園建設業協会、(一財)公園財団、(一社)ランドスケープコンサルタンツ協会、(公社)日本下水道協会、(公財)自転車駐車場整備センター、(公社)立体駐車場工業会、全国土地区画整理事業推進協議会、都市再開発促進協議会

■事務局:(公財)都市づくりパブリックデザインセンター

〒112-0013 東京都文京区音羽2丁目2番2号 アベニュー音羽2階 TEL 03-6912-0799 URL http://www.udc.or.jp

「都市空間部門」

受賞地区一覧

「**大賞」**(国土交通大臣賞)

地 区 名	地区面積	応 募 者
北彩都あさひかわ地区 (北海道旭川市)	約 86.2 ha	・旭川市 ・北彩都あさひかわまちづくり推進会議
ジョンソンタウン地区 (埼玉県入間市)	約 2.5 ha	・株式会社 磯野商会 ・株式会社 磯野商会 ・渡辺治建築都市設計事務所
ままてまち まる うち ゆうらくちょう 大手町・丸の内・有楽町地区内、 まる うちなかどお えんどうがいく 丸の内仲通り沿道街区地区 (東京都千代田区)	約 3.9 ha	・千代田区 ・一般社団法人 大手町・丸の内・有楽町地区 まちづくり協議会 ・特定非営利活動法人 大丸有エリアマネジメント 協会 ・三菱地所株式会社

「優秀賞」(公益財団法人 都市づくりパブリックデザインセンター理事長賞)

地 区 名	地区面積	応 募 者
さっぽろきた 札幌北2西4地区 (北海道札幌市)	約 1.5 ha	・札幌市 ・三井不動産株式会社 ・日本郵便株式会社 ・株式会社 日本設計
にほんまっしたけだねざまたけねぐお えんぐう 二本松市竹田根崎竹根通り沿道地区 (福島県二本松市)	約 9.0 ha	・竹田根崎まちづくり振興会議 ・福島県 ・二本松市 ・早稲田大学都市計画研究室 ・芝浦工業大学地域デザイン研究室
いかほいしだんがい 伊香保石段街地区(石段アルウィン公園) (群馬県渋川市)	約 1.4 ha	・渋川市
しんもんどお 神門 通り地区 (島根県出雲市)	約 5.0 ha	・島根県 ・出雲市 ・神門通り ^{*みがえ} りの会

「都市空間部門」総評(審査委員長:陣内秀信)

本年度も、多種多彩な景観づくりに関する興味深い成果が全国から集まった。それだけ景観づくりの 重要性が広く認知され、各地でその場所の資産を活かし、可能性を追求する意欲的な試みが数多くなさ れていることの証であろう。大都市中心部の公共空間での大規模な景観づくりから、小さな町での自 然・歴史の資産を活かした町づくりまで、また、駅から川へ広がる大きなランドスケープの創造から神 社の参道、温泉のアプローチ階段の整備まで、日本の都市や地域の景観づくりの多様性を再認識させら れる機会でもあった。一方、本格的な歴史的町並み、歴史環境をもつ町の応募が今年も少なかったのは 残念である。

大賞を受賞した3件は、それぞれ異なる性格を示す景観づくりの優れた成果である。東京都千代田区の「丸の内仲通り沿道街区地区」は、日本を代表するオフィスビル街の中心街路の雰囲気を、公民協調のガイドライン等を活用した景観づくりによって、エレガントかつ賑やかで親しみやすいものに変えた見事な成功例である。

旭川市の「北彩都あさひかわ地区」は、川に隣接する美しい駅を顔とし、川と都市が融合した空間、水と緑豊かな都心のオアシスの形成をめざすグランドデザインによる景観づくりを実現しつつあり、従来にはなかったタイプの都市計画の大きな成果と言えよう。

埼玉県入間市の「ジョンソンタウン地区」は、個人会社がアメリカへの留学経験をもつ建築家と組んで実現した自由な雰囲気と独特の景観をもつしゃれた住宅地で、基地に接した土地の歴史、進駐軍ハウスの建築資産がもつ記憶を受け継いで現代に活かした生活環境、コミュニティづくりの個性的な事業である。

優秀賞のうち、札幌市の「札幌市北2西4地区」は、開発ビル事業者の公共貢献により街路を広場として整備し、都心の象徴的な空間軸の魅力アップを実現した。福島県二本松市の「二本松市竹田根崎竹根通り沿道地区」は、道路拡幅を機に、大学の厚い支援のもと、景観協定に基づき建て替えデザインを誘導し、粘り強く良好な町並み景観を創り上げたことが評価された。群馬県渋川市の「伊香保石段街地区」は、石段街を特徴とする温泉町への魅力ある導入口を現代の石の大階段によって生み出した都市デザインの興味深い成果である。島根県出雲市の「神門通り地区」は、景観に配慮した建て替え、街路整備によって、参道に賑わいを取り戻すのに成功した示唆に溢れる事例である。次年度も、多彩な成果を示す全国各地からのさらなる応募を期待したい。

「大賞」(国土交通大臣賞)

■地区名:北彩都あさひかわ地区

■面 積:約 86.2 ha ■所在地:北海道旭川市 ■応募者:旭川市、北彩都あさひかわまちづくり推進会議

■地区の概要:

当地区は、旭川の顔である旭川駅周辺地区に位置している。平成 2 年の計画策定時に旭川市が抱えていた、国鉄改革により発生した都心部の大規模遊休地の計画的な活用、郊外化により疲弊した中心市街地の活性化、駅を中心とした均衡のある市街地の発展などの課題に対応するため、「都心ルネッサンス」をコンセプトとして「北彩都あさひかわ」整備事業は行われた。

区画整理や鉄道高架、関連街路、河川空間整備、シビックコア地区整備などの事業手法を用いて、円滑な自動車交通の確保、南北市街地の一体化、シンボル的な駅や駅前広場の整備、潤いのある公園や、ガーデン、河川空間の整備、良好な街並みの形成などが図られている。また、事業ごとに専門部会を設け、そこでの検討内容を「北彩都あさひかわまちづくり推進会議」に諮ることで、各事業者間の連携、調整を行い、当初掲げたグランドデザインに沿った一体的な都市空間の景観形成を図る仕組みを構築した。

こうした整備によって、市民や来訪者が良好な都市空間を享受できることはもとより、川を挟んだ神楽地区では、北海 道内で唯一地価が上昇に転じ、また地区内にはマンションや公営住宅の建設などにより、都心居住も進むなど、整備効果 が出始めている。今後、事業により生み出された土地が売却され、土地利用が進むことで、さらなる整備効果が発揮され ることが期待されている。

■審査講評:

平成 2 年に計画検討が開始されてから、実に四半世紀の時を経て、素晴らしい街が姿を現しつつある。その風景は当初描かれたスケッチそのままに、川と自然と街が見事に融合したものとなっている。計画実施以前は、鉄道によって既存市街地と完全に分断され、それ故に豊かな河川環境も保たれていた。そこに、自然を活かした土地区画整理と河川空間整備を行い、広がりのある河川公園とシビックコアが生まれた。鉄道高架によって、街との繋がりを生み出し、他に類を見ない素晴らしい駅舎が生まれた。さらに、三本の橋梁を建設することにより街の連続性をつくり、都市発展の基盤としている。これらの一連の計画の素晴らしさは、全ての事業を連携させる「まちづくり推進会議」を設置し、粘り強く、一つ一つの価値を繋ぎ、高めていったことである。そこには、想像を絶する苦労があったに違いない。改めて、関係各位の長年の努力に敬意を表したい。現在、街はまだ発展途上であり、そこに立ち上がった個々の要素も全てが完璧とは言えないかもしれない。しかし、この素晴らしい基盤があるからこそ、より良い未来が生まれるに違いない。「北彩都あさひかわ」の更なる発展に期待したい。(田中)



旭川駅:外観を南側の駅前広場より臨む。



旭川駅:内装壁に地場の木材を用いて、1万人の名前を刻んだ。



駅南側の広場:北側の喧騒とは異なり河川空間に隣接した憩い の広場。



ガーデン:駅のすぐ近くにガーデンがあり市民の憩いの空間となっている。

■地区名:ジョンソンタウン地区

■面 積:約2.5 ha ■所在地:埼玉県入間市 ■応募者:株式会社 磯野商会、渡辺治建築都市設計事務所

■地区の概要:

当地区は、入間市(人口約 15 万人)にある、西武池袋線の入間市駅から徒歩約 18 分に位置し、地区の南側は富士見公園に接している。1945 年、戦後 GHQ がそれまでの陸軍航空士官学校を接収しジョンソン基地とし、1950 年朝鮮戦争勃発時、基地増強のために民間に米軍ハウスをつくることを求めた。その時に米軍のためのハウスを磯野商会は製糸会社から取得した農園の一部に、24 戸建設する。基地の返還後も、日本人向けに家を貸していたが、再生にかかる 10 年前までに地区は高齢化、老朽化、荒廃化しており、まるでスラムであった。

約 10 年間にわたり老朽化した進駐軍ハウス 24 棟の改修、保全、非進駐軍ハウスを進駐軍ハウスの DNA を継承する現代の進駐軍ハウスとして「平成ハウス」 35 棟を設計・建築し、日本家屋(将校の家)4 棟も改修・保全された。その他、建物の再配置や街路、広場の新設、デザインコードの指針の作成、使用規定の作成、インフラの整備、植樹の整備、文化人の誘致、コミュニティへの活動支援(バザールやイベント)などを行ってきており、結果、130 世帯、約 210 人が住まうようになった。地域にはこだわったお店が 50 ほどに増え、各メディアで報道され、週末に訪れる人が増えている。また、月一回のワンデーマーケットが開催され、地区内外の地域の人たちで賑わっており、文化遺産としても見直されている。

■審査講評:

本地区は、戦後進駐軍の住宅を建設し賃貸運営してきた民間会社が、その後の荒廃・スラム化した困難な状態を克服し、「進駐軍ハウス」という文化遺産を改修・保全して、文化的で魅力溢れる住宅地の景観を生み出した価値ある事例である。留学先の米国でコミュニティを大切にする住宅地づくりを学んだ建築家との出会いから、夢のあるこの事業が実現した。ここには戦前に同会社が建設した陸軍将校用の日本家屋も数多くあった。その一部を現代的なセンスで再生・活用する一方で、老朽化した大半の家屋を取り壊し、進駐軍ハウスの遺伝子を継承しつつ、内部の機能アップを果たした「平成ハウス」を設計・建設し、景観上の一体感がある日本離れした洒落た住宅地の町並みを創り出した。進駐軍ハウスは、内部のトラスを残しつつ、現代的な空間にリノベーションされる。アメリカ風の自由で文化的な雰囲気に惹かれた家族が集まり、独特のコミュニティが生まれている。戸建て住宅の間に柵がなく、路地の外部空間は交流の場や子供の遊び場となる。大規模開発による街づくりとは対極にある、このような土地と建物の記憶を大切にした小規模で顔の見える景観づくりの努力を高く評価したい。(陣内)



当地区は、西武池袋線の入間市駅から徒歩 18 分、当時の米軍のゲートの前に位置する。奥の公園は地区の南側の富士見公園。かつての農地解放で接収された土地である。



屋根の構造を2×4構造とし、屋根裏部屋に住むことができ、床暖房がある「平成ハウス」。米軍ハウスの小屋組みはトラス構造であったため、屋根裏に部屋をつくることができなかった。屋根裏部屋に住んで店を持っことができ、借家であるが、内装を自由にしてもよいとしている。



約60年前に建てられた米軍ハウス、この地区には当時の米軍ハウスが24軒残っており、全てが改修・保全され、使われている。この棟は写真スタジオとして使われており、改修に1年以上かけられた。



街路の左が新築の平成ハウスの町並み、右が米軍ハウスの町並み、右手前がセキスイハイムの2階建ての2階部分を撤去し、外装内装を改修し、米軍ハウス風に作り替えた棟。いずれも白で統一され、屋根の傾斜も合わせてある。

■地区名:大手町・丸の内・有楽町地区内、丸の内仲通り沿道街区地区

■面 積:約3.9 ha ■所在地:東京都千代田区

■応募者:千代田区、一般社団法人 大手町・丸の内・有楽町地区まちづくり協議会、

特定非営利活動法人 大丸有エリアマネジメント協会、三菱地所株式会社

■地区の概要:

東京都心の業務中心部である千代田区大手町・丸の内・有楽町地区は、1890年に一帯が三菱社に払い下げられて以降、ビジネス街として発展し続けた地区である。この地区を南北に縦断する「丸の内仲通り」は、古くから地区の中心軸となる通りであり、1990年代以降、老朽化した建物の建て替えによるビジネスセンター再構築とあわせ、再整備がすすめられた。公民協調で作成した「まちづくりガイドライン」に沿って、「都市の居間」を整備コンセプトとし、幅員 21mの街路空間の車道を狭め歩道を拡大、歩道のみならず車道にも使用した自然石舗装、樹木、ストリートファニチャーをトータルに捉えて空間形成を行い、通りに親密な空間を創出するよう、一体的な整備を行った。また、沿道建物の用途の改修・活性化用途の誘致なども併せて実施し、通りを利用したイベント活動など、ソフト的な展開が継続的に行われている地区でもある。

従来の道路整備の範疇を超え、建築と一体となった空間やデザインを取り入れながら、街路と沿道施設との相互作用を 組み込むことによって都市空間を新たにし、さらにはエリアマネジメントの実施によって、東京の都心に相応しい景観の 実現を継続的に展開している。

■審査講評:

本地区の受賞理由は以下の 3 点にある。 1 点目は、オフィス機能に偏り、夕方以降や休日は人通りが途絶えていた街に、そこで働く人のみならず家族や友人、さらに地区に無縁であった人々からなる多種多様な賑わいとコミュニティを発生させ、街で働く・関わる・訪れるという喜びとプライドが感じられる、海外にも例のない新しいスタイルの街へと変貌させたことである。 2 点目は、仲通りという道路法上の道路を軸とした空間を舞台として、平時、昼休みの交通規制、イベント時の大胆な空間変容といった多様な活用を継続的に実施し、それがストリートを軸とした地区の魅力発信となることを実証したことである。その実績は都市型観光推進の観点から本年 3 月に国家戦略特区認定を受けるまでに至った。最後はアーバンデザインのストックを継承・展開する意義を示したことである。仲通りでは、公道としての道路に沿った民有地の一体的確保が高度成長期にすでに実現しており、そのストック活用が上記 2 点の取組みを可能とした。都市景観形成における計画的先見性や蓄積の有り難さを実感させる。もちろん以上の成果は、アーバンデザインの定石を的確に整備実現したことによって体現された。多大な後背人口と立地特性から要される責任を十二分に果たした実績として大臣賞に相応しい。

(佐々木)



高度経済成長時と、今回改修整備された丸の内仲通り(車道部分イベントにより交通封鎖中)を比較したもの。道路幅員が9mから7mに変化し、歩行者優先の街路へと変化していることがわかる。



沿道の建物ファサードに関しては、壁面線の後退とデザインの統一が図られており、軒高 31m の景観と街路幅員 21m のバランスが都市の居間にふさわしい空間を形成している。



歩行者空間は民有地と千代田区道が一体で構成されている。民 有地の歩道状空間は地区計画による壁面後退により担保され ている。



街路樹の間に設けられた「インティメートスペース」。ベンチやファニチャーによる屋外の憩い空間であり、「都市の居間」という丸の内仲通りの整備コンセプトを具現化している。

「優秀賞」(公益財団法人 都市づくりパブリックデザインセンター理事長賞)

■地区名:札幌北2西4地区

■面 積:約 1.5 ha ■所在地:北海道札幌市

■応募者:札幌市、三井不動産株式会社、日本郵便株式会社、株式会社 日本設計

■地区の概要:

当地区は札幌都市づくりの起点である赤れんが庁舎の前面に位置し、その歴史的な都市空間が持つ価値と呼応しつつ、にぎわい機能の導入や魅力的な都市空間の創出により、一帯の集客交流資源としての質的向上が求められた。また、「にぎわいの軸」「うけつぎの軸」として都市づくり上、重要な都市軸に面する当地区は、札幌の都心まちづくりを先導するリーディングプロジェクトとしての役割を担っている。

赤れんが庁舎前に生まれた新たな広場は、都市再生特別地区制度に基づき、札幌三井 JP ビルディング (以下、開発ビル) 事業者 の都市貢献として整備された。広場では市民や国内外の観光客が憩い様々な活動が行われ、周辺地域のみならず広く札幌市/北海道の賑わい創出・文化発信に寄与している。また、広場内にある土木遺産の「木塊舗装」「銀杏並木」の保全も行われている。

開発ビルには、ウィンターガーデンとなるアトリウム、建物内を貫通する公共通路、駅前通地下歩行空間との全面接続、赤れんが庁舎を望む眺望ギャラリーなどの公共空間・公共動線が取り込まれている。都市機能を高密度に集約しつつ、新築ビル・既存ビル改修・広場整備・道路整備・土木遺産の保全・地下歩道接続などの多様なアプローチの取組みにより、魅力ある都市空間が実現している。

■審査講評:

生活やビジネスシーンを支える大動脈として 1日 7 万人の利用がある札幌駅前通地下歩行空間のほぼ中間に位置する当地区は、新たな都市の回遊性を生む拠点として重要な役割を担っている。道庁から延びる北 3 条通は歴史、文化の香り高い「うけつぎの軸」として将来が期待され、その起点となる広場 AKAPLA は 2 つの建物内の公に供する空間とともに街づくりの要である。特筆すべき点は赤れんが庁舎と連係した景観形成と精緻なデザインによる継承と創造である。広場と建物外構には同じ道産のレンガを用いることで空間に一体感を与え、自然のうつろいの中で1年を通して札幌らしい魅力的な都市の風景が創出されている。建物内のアトリウム、貫通通路、眺望ギャラリーなどは市民や観光客が快適に過ごすことができる空間として利用度が高く、地下に移りがちな北の都市生活を地上に引き上げるきっかけとなっている。街を眺めるウィンターガーデンの設え、地下歩道との接合部の扱い、広場の装置類はデザイン的に秀逸で人々が集う場に大きく貢献している。まちづくり会社によるエリアマネジメントの活動もクオリティが高く、当地区の活性化に大きな力となっているようだ。過去の実証実験や先行するチカホでの実績もあって当地区の賑わい促進に多方面から期待が寄せられている。このように歴史を礎とした場の価値創造・デザイン性の高い空間形成・活性化のための手厚い運営が官民の連係で一体的に進められていることが評価につながった。(富田)



当地区は、札幌の都市づくりの起点である赤れんが庁舎の前面 に位置している。



夜景の札幌北 3 条広場と広場からセットバックする開発ビル (札幌三井 JP ビルディング:写真右側)



土木遺産のイチョウ並木と赤れんが庁舎への象徴的なビスタ。



建物内に取り込まれた地下歩行空間への道路区域(写真右下の階段)はアトリウムに面し明るく開放的な設えとなっている。

■地区名:二本松市竹田根崎竹根通り沿道地区

■面 積:約 9.0 ha ■所在地:福島県二本松市

■応募者:竹田根崎まちづくり振興会議、福島県、二本松市、早稲田大学都市計画研究室

芝浦工業大学地域デザイン研究室

■地区の概要:

当地区は、二本松市の中心市街地内であるが、JR 二本松駅からは徒歩 20 分ほどと離れていることもあり、商店街の衰退と人口減少が続いていた。かつての奥州街道である「竹根通り」が幅員 18mへ拡幅されることを契機に、魅力的な景観づくりに取り組み始めた。まちづくり活動は住民からなる「竹田根崎まちづくり振興会議」が総括し、行政の支援のもと、住民主導で 17 年にわたり活動している。大学の支援もあり、模型を使用したワークショップを何度も開催し、まちづくりの計画づくりと街路デザイン、景観づくりを検討してきた。住民は景観協定を締結し、建て替えデザイン協議を 110 回以上開催してきた。それにより、街路事業と一体となった町並みが完成している。

平成23年3月の東日本大震災と原発事故による低線量放射線被害、風評被害により、当地区も大きな打撃を受けている。そのなかにあって竹根通り景観づくりの完成は、景観の劇的な向上と、それを実現した住民を中心とする関係者の努力で、復興と再生への希望の光と受け取られている。未だ原発事故被害で厳しい状況にあるが、今後は人々が戻り、また新たな産業が生まれることが期待されている。

■審査講評:

とにかく空が広い、道路の両端が山あて、しかも安達太良山と二本松城址、これこそが「ほんとの空とお城山が美しく見える景観づくり協定」という名前の元であることがよくわかる、気持ちの良い道路景観である。全国の多くの道路をみてきたが沿道の建築物の意匠より、何より大事にされてきた空が広いことが、居心地の良さに通じることが印象的であった。また、住民、市、県、そして学識経験者と建築士会、それらの非常に緊密なコラボレーションで、平成9年より長きにわたりまちづくりを作り上げてきた絆を強く感じる。また、110回にわたるデザイン協議にも敬服する。さらには、道路を拡幅したことにより、従来奥にあった蔵が沿道に露出し、展示スペースにしたり、居酒屋にしたり、新たな街のランドマークとして使い、地域の活力を生み出している。道路の拡幅は、ともすれば、街の活気を失いがちであるが、この地区では、見事に、拡幅による洗練された澄み切った空気を感じる街並みが息子世代への牽引に役に立ちそうな気配を感じさせられる、優秀賞に値する景観である。今後の継続にも期待したい。(池邉)



竹根通りを、西から東方向に見る。お城山の緑と、遠くには安 達太良山が見える。



景観協定にもとづくデザイン協議を経て完成した建物。 町家風。



竹根通りを西から東に見る。電線地中化により、白猪山手前の 森が背景として綺麗に見える。



街路デザインは、停車帯の色を歩道と合わせて車道を狭く見せ、横断歩道部分もイメージハンプにした。

■地区名:伊香保石段街地区(石段アルウィン公園) ■面 積:約1.4 ha ■所在地:群馬県渋川市

■応募者:渋川市

■地区の概要:

当地区は群馬県渋川市の観光産業の中心である伊香保温泉に位置する。整備以前、主要地方道渋川松井田線から伊香保温泉の中心である石段街が見えないという長年の課題を解消するため、石段を延伸し、その周辺を伊香保温泉のお迎え口として整備を行った。

整備にあたっては来訪者に石段の印象を強く残し、また、既存の石段街へ誘導していけるような石段の配置、統一的な景観形成に向け、雑割石積、石畳風の舗装など石を基調にした基盤整備を行っている。石段の最下部には源泉の掛け流しによる温泉地情緒の創出、行灯(足下灯)などによる明かりの演出による夕暮れ時にも配慮した景観を形成している。

また、北方向への眺望のよさを一層活かすため、眺望を阻害する要因であった電線類地中化、周辺の市有施設である伊香保関所(市指定史跡)の改修、ハワイ王国公使別邸の移築、公衆トイレ、休憩所等の整備が行われており、すべて和の建物に統一されている。

これらの整備によって、地元団体がイベントを開催する等、お迎え口だけでなく、イベント会場としても活用が図られており、今後もより一層の地域の活性化が期待されている。

■審査講評:

伊香保温泉には、その中心である石段街がわかりにくい、という長年の課題があった。地元の方々の 60 年近い運動が 実って、ようやくその障害となっていた土地を渋川市が買収して、石段を下の方向に延伸したプロジェクトが今回の対象 である。高低差 10 数メートルで 1.4ha の敷地の中央にゆったりとした石段とカスケード上の温泉から吹き上がる湯煙は、伊香保温泉の入り口としてふさわしいデザインである。さらに周辺の公園や歴史的な建物の整備もおだやかな景観をつく り出している。特に、石段を上りながら時々振り返ると、群馬県を代表する山々の連なりが見え、優れた眺望景観を楽しめる。

今後は、石段街上部の沿道建物の景観整備や広告物整理をさらに進め、回遊性のある散歩道と眺望景観が同時に楽しめる魅力を高めて欲しい。伊香保の急勾配のこの石段街は、国内はもちろん世界にも誇れる魅力ある景観になる要素があり、今後の展開をおおいに期待をしている。(卯月)



当地区を主要地方道渋川松井田線から見た写真。中央が石段。



上の写真の右上に広がるエリアである。池の周りや奥に見える建物 (ハワイ王国公使別邸) などを整備した。(紅葉の時期)



石段から北を眺めた写真である。北の山々がきれいに見える。



夕暮れ時の写真である。石段と温泉の両脇に明かりが設置されている。

■地区名:神門通り地区

■面 積:5.0 ha ■所在地:島根県出雲市

■応募者:島根県、出雲市、神門通り甦りの会

■地区の概要:

当地区は県内有数の観光地である出雲大社の参道と位置づけられ、明治 45 年の国鉄大社駅の開通とともに開設された通りである。開設に際し、名士により寄贈された大鳥居と松並木が今も変わらず通りを象徴する景観となっている。

沿道は開通以来、多くの参拝客が往来し、旅館や土産物屋が立ち並ぶ門前町として栄えてきたが、モータリゼーションの進展、平成3年のJR大社線の廃線の影響を受け、人通りは激減し、通りはかつての賑わいを失っていた。

地区の用途は、商業地域で、店舗、店舗併用住宅、戸建住宅が混在しており、通りの賑わいの衰退に伴い、空き店舗が 目立ち、統一感の無い建物が建ち並んでいたが、遷宮を発端とした県の街路事業等を契機として、官民一体となった賑わ い再生への取り組みが実施された。参道として風格ある通りとなるようデザインされた街路整備(道路の美装化、電線類 地中化)、市による数十年後を見据えた沿道建築物修景の基準「神門通り地区まちづくり協定」の策定等に加え、地元団 体による「通りの日除け暖簾設置」、「置き座」などヒューマンスケールによる景観形成への取り組みにより、通りの統一 的な景観形成と魅力向上が実現している。その結果、人の往来が甦り、新規出店が相次ぐと共に、通りの街並みも着実に 変わりつつある。

■審査講評:

受賞対象は出雲大社参道のリニューアルである。これまでも歴みち事業などで神社参道を高品質に作り替える整備は各所で行われてきており、そういった前例などとの比較も今回の審査では気になるところであった。インジェクション工法と呼ばれる自然石の舗装仕上げの質は高くフラットな路面に仕上がっている。照明灯他立ち上がっているもののデザインも洗練されている。とこれらは見た目であるが、この事業の意味はその準備段階にあると言ってよい。徹底したシェアドスペースの考え方により歩道の幅員を広く確保し車道との仕切りは白い石で引かれたラインのみである。段差もなければボラードもない。ワークショップで徹底的に議論し実現させたとのことであるが、交通管理者との協議など通常はなかなか難しいものである。もう一つはそうやって確保した歩行者空間の使い方であり、特区制度を活用して、「置き座」と呼ばれる縁台などが路上に出され、観光客の休息の場と通りの賑わいが提供されている。実はこの参道、明治期に鉄道駅が作られたことによりできた参道であり沿道は歴史的な町並みという点ではさほど意味深くはない。沿道建物のコントロールの強制力は必ずしも強くはなく、沿道が道路に対応していくには今少し時間が必要との印象であった。(高見)



出雲大社勢溜りより南方の神門通りを望む。約 100 年前に開設にされた通りは、大鳥居と松並木が今も変わらず通りを象徴する景観となっており、石畳化と電線類地中化が通りの松並木を一層際立たせている。



通りに植えられた松にちなみ松の葉をイメージさせる街路灯と、電線共同溝整備による架空線撤去によって開放感溢れる空間となった神門通りの夕暮れ。



沿道建築物修景事業により、徐々に統一感ある街並みが形成されつつある通り。街路整備に端を発して、新規出店が相次いでおり、通りは観光客であふれかえり、賑わいが復活している。



賑わいを見せる神門通り

「景観教育・普及啓発部門」総評(審査委員長:小澤紀美子)

本部門への応募は「景観づくり活動部門」と関連して迷われた団体が見られたようであるが、9団体からありました。各部門の取り組みは応募数の過多で評価できるものではなく、その内容の多彩さや取り組みの独自性にあるといえる。

地域の誇りとまちなみを育む取り組み、まちなみデザインを冊子にして子どもたちや市民啓発への素材として活用している取り組み、小学校高学年を地域の案内人として育成している取り組み、独自の概念による地域の景観への視点を編み出して取り組んでいる活動、地域の笑顔と絆を広げていこうとする取り組み、中学生による地域の歴史的な視点や景観の良さを引き寄せていく取り組みなど、多彩な取り組みの応募をいただいた。

大賞を受賞した「地域の誇り&まちなみ育てプロジェクト〜姪浜の宝を市民の宝に!」は昨年、惜しくも落選したプロジェクトであるが、再度、挑戦していただき、大賞に輝いている。昨年までの活動はフルメニューで実践されていたが、活動の各ステージへの反省的プロセスを重視して、ヨソモン(地域外の人間)ワカモン(若者)の視点を大事にして地域の年長者だけの価値観に固執するのではなく、若い世代を取り込み、さらに次世代育成も視野に入れて活動を充実させてきている活動である。さらに多彩な活動を展開するだけでなく、姪浜の景観的魅力などをまちづくり瓦版として発行するなどの活動は高い評価を得た。

優秀賞として 2 件を選考した。その受賞理由の詳細は各受賞コメントを読んでいただきたいが、概要をまとめると次のようになる。

住民がつくる我がまち景観デザイン『まちなみデザイン逗子』」は、戸建て住宅が連なる地域でワークショップを何度も重ねて、そこから生まれた地域住民の話し合いのエッセンスを共有すべく街並みに対する価値観として冊子をまとめ、価値観の共有はさらなる「学びの素材」となっており、とても意義のある実践といえる。一方、行政の支援のあり方にも学ぶべき点があり、瓦版やフェイスブックによる日常的な情報発信も活発に行われていること、多世代の交流による景観の啓発活動には他地域への景観教育・普及啓発への多くの示唆を与えている活動は高く評価された。

さらに毎年連続して応募のある北海道小樽地域から応募いただいた「『おたる案内人』ジュニア育成プログラム」は、地域に有する歴史的建造物を市内の小学校 5,6 年生の総合的な学習の時間を活用した取り組みである。小樽市を観光で訪れる観光客に小学生が案内するという活動で、年間、70 時間以上に上る教育プログラムの内容もよく検討されており、独自に策定されているテキストも高い評価を得た。大人が策定するだけでなく、子ども自ら考え、まとめていくというプロセスを取り入れた方が子どもの学びの広がり、深まりがあるのではと言う審査員の言葉も日本各地で多く展開されているまち案内や景観見所案内の参照となるだろう。

今回、惜しくも受賞の逃した団体の活動にも多くの評価すべき点があるが、本部門の評価ポイントとしての「継続性」「地域社会との関わり・連携」「独創性」「双方向性・対話性」「波及効果」を配慮していただくと共に、受賞活動団体の受賞理由を熟慮して頂き、今後とも活動を継続して、再度の応募を期待している。

「景観教育・普及啓発部門」

受賞団体一覧

「大賞」(国土交通大臣賞)

活動名	活動エリア	応 募 者
地域の誇り&まちなみ育てプロジェクト ~ 姪 浜の宝を福岡市民の宝に!~	福岡県福岡市唐津街道姪浜地区	・唐津街道姪浜まちづくり協議会

「優秀賞」(公益財団法人 都市づくりパブリックデザインセンター理事長賞)

活動名	活動エリア	応 募 者
「おたる案内人」ジュニア育成プログラム (小樽市立色内小学校5,6年生の総合学習)	北海道小樽市 小樽市内及び近郊	•特定非営利活動法人 歷史文化研究所
住民がつくる我がまちの景観デザイン 「まちなみデザイン逗子」	神奈川県逗子市 逗子市内全域	・逗子ほととぎす隊景観部会・逗子市

「大賞」(国土交通大臣賞)

■活動名:地域の誇り&まちなみ育てプロジェクト~姪浜の宝を福岡市民の宝に!~

■活動範囲:福岡県福岡市(唐津街道姪浜地区)■応募者: 唐津街道姪浜まちづくり協議会

■活動の概要:

当地区は、多彩な歴史、多くの寺社や町家等の魅力資源により福岡市内でも有数の歴史的環境が形成されている。しかし、その魅力が地域内外に認識されておらず、まちづくりや地域活性化にほとんど活用されていなかった。更に、平成17年の福岡県西方沖地震の影響や都市化の進展等による町家の減少、マンションや駐車場の増加等により、町並みが変容しつつあり、地域固有の歴史的景観が次第に失われつつあった。

このような状況の中で、当協議会を設立し、1st ステージでは、まち歩きマップや瓦版の発行、景観歴史発掘ガイドツアーや歴史的建造物での講演会・コンサート等の町並みイベント、2nd ステージでは、景観づくり計画の策定、町家の保存・再生活動、3rd ステージでは、景観づくりの手引きを活用した普及活動に取り組むなど、『姪浜の宝を福岡市民の宝に!』を目標に、景観まちづくりの各段階に対応した多彩な活動を、地域住民、関係団体、九州大学、行政等と協働で進めている。この様な継続的な活動により、徐々に地域の身近な景観資源を活かしたまちづくりが目に見える形で展開しはじめている。



寺社、町家、路地等を巡る「景観歴史発 掘ガイドツアー」の様子

■審査講評:

福岡県西方沖地震を契機に、地域の歴史的資産の重要性に気づいた市民有志が、平成19年に任意のまちづくり協議会をスタートさせた。その後、「街歩きマップ」や「まちづくり瓦版の発行」と共に、「空き店舗を活用した活動拠点の整備」、「景観歴史発掘ガイドツアー」、「みそ蔵コンサート」等、この7年間極めて多彩な町並みイベントを実施してきた。また、「町家の再生」、「旧町名表示板の設置」、「姪浜町家の認定」等を通じて、市民が直接見て感じられる成果もあげてきた。

近年では、子どもを対象にした「町並み探検隊」や「落書き消し隊」の事業も行われ、次世代に向けた取組みも活発である。さらに大学の協力を得て、「景観づくりの手引き」等を制作している点も素晴らしい。

行政や一部の既存団体に偏らず、自発的な市民活動として、これほどまで幅広い景観まちづくり活動を継続的に進めて きたことは、極めて類い稀な事例であり、都市景観大賞にふさわしいと評価できる。(卯月)

「優秀賞」(公益財団法人 都市づくりパブリックデザインセンター理事長賞)

■活動名:「おたる案内人」ジュニア育成プログラム(小樽市立色内小学校5,6年生の総合学習)

■活動範囲:北海道小樽市(小樽市内及び近郊))■応募者:特定非営利活動法人 歴史文化研究所

■活動の概要:

小樽市は、全国的にも有名である市民による小樽運河保存運動等により、運河や歴史的建造物の景観を楽しむ「歴史観光」としての観光地となったが、今後、更に観光都市として歩んでいくためには、観光客を迎え入れるためのソフト整備が必要な時期にきている。

この活動は、小樽市立色内状学校 5、6 年生を対象に小樽観光大学校(観光人材育成のために産学官で構成された民間の任意団体)の検定試験「おたる案内人」の資格を取得した観光ガイド(「おたる案内人」)が、小樽の歴史を伝え、さらに 6 年生の最終課題として観光ガイドを実践させることである。一般市民



6年生によるガイド実践:北前船主の歴 史をガイド(運河公園)

である「おたる案内人」が指導役となることは、生活者としての視点も踏まえ授業を進めることができる他、資格を取得した市民が市民へ地元の歴史を伝えていくという循環型の独自の仕組みとなっている。また「おたる案内人」公式テキストブックをもとに、ジュニア用テキストを制作する等、独自のアイディアが盛り込まれている事も特徴である。

■審査講評:

小樽市は全国的にその景観価値が広く、認められている地域である。多くの歴史的建造物を有し、海外からの観光客も多く 訪れる地域である。

今回、応募された「おたる案内人」ジュニア育成プログラムはその訪れる観光客に児童が歴史的建造物について案内をするという活動である。5、6年生を対象に年間70時間に上る教育プログラムは内容もよく検討されており豊富である。訪れた人に観光案内をするという活動はすでに各地域で展開されているが、評価したのはその教育プログラムと、独自に作られたテキストの素晴らしさである。ただし、いくつか検討していただきたい点はある。一つは、活動がやや一方的な展開に陥る懸念である。つまり、知識を持った大人が児童に「教えた」で終わってしまってはもったいない。児童の活動から得るものもあったはずである。児童だけでなく与えた大人が得たものも明確にしていただきたかった。また、テキストの出来は素晴らしいが、提示資料などは、むしろ、たとえ稚拙であっても児童が制作したほうが、児童が獲得する学力が多かったのではないかと感じた。少々与えすぎ?の感は否めない。そして、もう少し活動地域の広がりも今後期待したいものである。現状では地域が限られている点が残念である。しかしながら、応募団体はこの活動以外にも啓発活動に寄与している点も合わせて評価したい。地域研究者への出版支援事業などもその一つである。これらの点を総合的に判断して優秀賞とした。(大道)

■活動名 : 住民がつくる我がまちの景観デザイン「まちなみデザイン逗子」

■活動範囲:神奈川県逗子市(逗子市内全域)■応募者: 逗子ほととぎす隊景観部会、逗子市

■活動の概要:

逗子市では、近年、貴重な自然環境を破壊する小規模開発や、逗子の風土・景観を損ねる家づくりなどにより、どこにでもあるような雑然とした住宅地と化してきている。この活動は、「逗子らしい景観は、市民の共通財産」との共通認識のもとに、歴史的背景と地域資源を活かした景観の向上を目指し、特に市街地の住環境を中心としたまちなみに焦点を絞り、景観まちづくり読本「まちなみデザイン逗子」を作成したものである。冊子化にあたっては、地域ワークショップや子ど



小学生を対象に、まちづくり学習室を開催。まちなかにあるキレイ、楽しい、気持ちいいを探し、それらを模型にした。

も学習、美化活動の取材、モデル事業などの様々な活動を通して、魅力的で実効性のあるものを目指すと共に、より多くの住民に逗子の景観について触れてもらい、市民参加のハードルを下げ、まちづくりへの関心を高めることを心掛けている。市民と行政が協働で様々な活動を行いながら丁寧に作ってきた経緯もあり、誰にでも読みやすい本になっている。また、フェイスブックでタイムリーに情報発信してきたこともあり、ロコミで伝わり、逗子市民のみならず市内外から大きな反響を得ている。

■審査講評:

応募タイトルにある冊子「まちなみデザイン逗子」を開くと、構成・内容・素材・編集と全般にわたる完成度に目を見張る。しかし、受賞理由はそれだけではない。大規模建築物を対象とする法制度では対応し難い戸建て住宅が基調を作る逗子で、既存の街並みに対する価値観を共有し、守るにはどうすればよいのか。この難しい問題に対し、市民グループ「ほととぎす隊」は 90 回に上るワークショップを重ね、そこでの話し合いのエッセンスを訴求力のある冊子としてまとめた。この冊子は学生や子供達、市民の教育素材として、また開発・建築業者の啓発資料として用いられ、冊子を入り口として実に多様な活動が活発に行われていることが注目に値する。これに対して逗子市は助成制度の創設等、行政ならではの施策を進めており、市民と逗子市のパートナーシップが一方的な支援でないところも見逃せない。「瓦版」やフェイスブックによる日常的な情報発信も活発である。さらに、逗子に魅力を感じている 30 歳代の若手グループとそれを支援する 60 歳代のグループがあり、外部からの移入を含む若手との協働が機能している。次世代の育成がまちづくりにおける全国共通の課題となる中で、逗子の未来には明るさが感じられる。(福井)

「景観づくり活動部門」総評(審査委員長:卯月盛夫)

都市景観大賞「景観づくり活動部門」は、景観法制定 10 年を迎えた平成 27 年度にはじめて設定されたものである。これまでの「都市空間部門」は最終的な空間の美しさや魅力を対象とし、また「景観教育・普及啓発部門」は、景観を守り育てる市民やこども達の活動を対象としていたが、「景観づくり活動部門」は、景観法や景観に関する諸制度をどのように活用して、優れた成果を生み出しているかを対象としている。したがって、これまでの 2 部門の切り口とは少し異なり、どの法律や条例を用いながら、地域独自の個性を創出しているかの創意工夫を顕彰し、それを多くの自治体に知ってもらうことを目指している。とはいえ、これまでの 2 部門に比べると少しわかりにくい面もあったため、初年度の応募数は 9 件であったが、応募された活動はすべて個性的で魅力的なものであった。

大賞を受賞した宮城県松島町の「住民参画による景観まちづくり」は、東日本大震災の影響で景観への取り組みは一時中断したが、復興計画策定後ただちに再開し、地道な住民参加のプロセスを経ながら、景観条例の制定と景観計画の策定を行った。特に、日本三景および特別名勝松島という日本を代表する景観の保全と創出のために、文化財保護法指定区域での事前協議や届出制度の導入等の新たな工夫も見られることから、高い評価を得た。

優秀賞の北海道東川町の「建築緑化協定の活用によるまちなみ作り」は、景観法の景観協定を前提にした、緑豊かでおおらかな住宅地の景観形成が評価された。愛知県豊田市足助の「自然と歴史を受け継ぎ、暮らしの香り漂う生活空間の創造」は、景観法、文化財保護法、歴史まちづくり法、屋外広告物法等の制度をうまく活用しながら、住民が主体的に伝統的な町並みと生活の調和を創造してきたことが評価された。石川県七尾市の「和倉地区景観協定の締結と景観づくり」は、景観法による景観協定により、温泉情緒溢れる景観形成が進められていることが評価された。

さらに、特別賞の埼玉県鴻巣市「花とおはなしできる北鴻巣すたいる」は、地区計画制度を利用しながら、住宅地のエリアマネジメントを進める特定非営利活動法人(NPO 法人)のユニークな取組みが評価された。京都市「市民力による京都の広告景観向上の取組」は、全市で約7割の屋外広告が違反状態であったことに対して、平成19年9月に「新景観政策」を策定、併せて屋外広告物条例を改正施行し、景観規制を行い周知の難しい屋外広告物制度を市内の全事業者に定着させ7年間で約8割が適正表示になったという画期的な取組みの成果が評価された。

「景観づくり活動部門」

受賞取組一覧

「**大賞」**(国土交通大臣賞)

取 組 名	取組エリア	応 募 者
住民参画による景観まちづくり	宮城県松島町 景観重点地区	- 松島町

「優秀賞」(公益財団法人 都市づくりパブリックデザインセンター理事長賞)

Designation of the second seco			
取 組 名	取組エリア	応 募 者	
建築緑化協定の活用によるまちなみ作り	北海道東川町グリーンヴィレッジ・東川	・東川町 ・東川町土地開発公社	
自然と歴史を受け継ぎ、暮らしの香り漂 う生活空間の創造	愛知県豊田市 豊田市景観計画 足助景観重点地区	・足助まちづくり推進協議会	
七尾市和倉地区景観協定の締結と 景観づくり	石川県七尾市 七尾市和倉地区	·七尾市和倉地区景観協定運営委員会	

「特別賞」(公益財団法人 都市づくりパブリックデザインセンター理事長賞)

取 組 名	取組エリア	応 募 者
花とおはなしできる北鴻巣すたいる	埼玉県鴻巣市 鴻巣市北鴻巣駅西口周 辺とすみれ野中央公園 (すみれ野地区)	特定非営利活動法人 エリアマネジメント 北鴻巣株式会社サポート
市民力による京都の広告景観向上の取組	京都府京都市 京都市全域	・京都市

「大賞」(国土交通大臣賞)

■取組名 :住民参画による景観まちづくり■取組範囲:宮城県松島町(景観重点地区)

■応募者 : 松島町

■取組の概要:

松島町では、景観計画が策定される以前から、文化財保護法による特別名勝松島の指定範囲であり、平成 14 年に松島町観光振興計画・寺町構想を策定し、住民による黒板塀への外構修景や歴史的な趣と調和した家づくりが行われている地域でもある。町では平成 21 年景観行政団体へ移行し、同年から景観計画策定に向けた取組を行ってきたが、平成 23 年 3 月 11 日に発生した東日本大震災の影響により一時頓挫した。そうした中、自宅や店舗の再建をいち早く始めた住民から震災前まで行われていた景観の取組はどうなのかという問い合わせが



第3回景観づくり勉強会(水主町の住民)の様子。

相次ぎ、町職員が住民に背中を押される形で景観まちづくり勉強会を開催する運びとなった。

地区毎の勉強会を通して、「町が規制を強いるのではなく、住民が想い愛でた景観を未来へと引き継いでいきたい」という機運が高まり、文化財保護法における規制がある中で、さらに規制を強固にするのではない地域がつくる景観ルールとして意見を出し合い景観形成基準を作成することができている。

■審査講評:

松島町は、昭和 27 年に国の特別名勝の指定を受けるなど、独特の自然と歴史文化が織りなす景勝地として知られてきた。 その一方、海岸沿いの店舗と住宅などが共存する地区ではまちなみ景観の保全整備の課題もあり、平成 21 年 4 月には景観行 政団体となり、活発な議論を進めてきたが、東日本大震災によりその取り組みは一時頓挫していた。

しかし、景観に関する住民意識は依然として高く、被災建物の復旧が進む中、震災以前に検討してきた景観への取り組みに対する意見が住民より出され、その後約2年間にわたり地区別の景観づくり勉強会やニュース発行を活発に行い、平成26年3月に景観計画を策定、6月には景観条例を施行した。同町の取り組みの特徴と成果としては、文化財保護法における特別名勝松島の指定区域における事前協議・届出制度の導入、住民参画による修景誘導を目指した景観形成基準の策定、景観重点地区景観整備事業補助金制度の導入、沿岸部のウォーキングトレイルの整備などが挙げられる。

以上のように、東日本大震災の被災後にありながらも、住民や行政の景観に対する高い意識を持って進められ、景観法等の制度を活用した独自の取り組みは、都市景観大賞に相応しい活動として高く評価された。(出口)

「優秀賞」(公益財団法人 都市づくりパブリックデザインセンター理事長賞)

■取組名 : 建築緑化協定の活用によるまちなみ作り
■取組範囲:北海道東川町(グリーンヴィレッジ・東川)

■応募者 : 東川町、東川町土地開発公社

■取組の概要:

東川町は、昭和60年に世界に類のない「写真の町」を宣言し、全国高等学校写真選手権大会(写真甲子園)や国際写真フェスティバル等の写真事業を通じて、写真写りの良いまちづくりを展開している。平成17年には、北海道内初の景観行政団体として、広大な田園風景、大雪山連峰の自然景観を守り育てるため、自然と建物などの調和に配慮した景観計画を運用している。



建築緑化協定に基づくまちなみ。三角屋 根を基調とし、全体の統一感を創出。

その中でもグリーンヴィレッジ・東川は、景観法に基づく建築緑化協定により、町と住民が一体となって地区全体の景観形成や保全に取り組んでいる。建物の形状や配置、色の指定に加えて、地区全体の緑地の整備・保全を推進しているため、農村景観に馴染むよう配慮しており、緑豊かでゆとりのある居住空間は、特に都市部に住む方に好まれている。

このように写真の町の特色を活かした景観の取り組みは、景観行政団体指定以降、地道に進めてきたことで、移住を検討する方の信頼を得て、東川町全体の人口増加として成果が表れている。

■審査講評:

東川町では環境保全と景観形成を一体的に取り組むため「美しい東川の風景を守り育てる条例」(平成14年)を制定し、平成18年に景観計画を策定した。東川町土地開発公社が開発する「グリーンヴィレッジ・東川」では、分譲時に町と公社と所有者との契約として建築緑化協定を締結し、景観計画に基づく景観形成基準への準拠と創出された敷地内の緑の適切な管理を決めている。第1期分譲の協定は景観法83条にもとづく認可(条例規則で手続き規定)後、法定協定となるとしているが、協定の主旨は法定化による拘束力の強化ではなく、町と公社と住民がそれぞれに役割を担い、東川らしい住宅地のまちなみ形成と、住まいの緑と公共の緑地を一体的に管理活用する取り組みを進めて行くための契約と考えられている。景観への取り組みや協定運営委員会による緑の管理が着実に行われていることで、住宅地の評価は高い。現在分譲中の第3期の協定では法定協定の規定はなくても問題ないところまで、住民と町との協働による景観まちづくりが定着してきた。法定の景観協定化を可能とする「建築緑化協定」により剪定や環境管理の役割分担を試行しながら望ましい協働のあり方を見出している取り組みを評価したい。(小浦)

「優秀賞」(公益財団法人 都市づくりパブリックデザインセンター理事長賞)

■取組名 : 自然と歴史を受け継ぎ、暮らしの香り漂う生活空間の創造 ■取組範囲:愛知県豊田市(豊田市景観計画 足助景観重点地区)

■応募者 :足助まちづくり推進協議会

■取組の概要:

当地区は、周囲の山並みと川に代表される自然景観と江戸末期から昭和初期の家が 混在した歴史を感じさせる町並みから構成されている。足助まちづくり推進協議会で は、この2つの特徴が調和した足助らしさの景観づくり推進のための景観ルールの作 成や運用または行政機関との調整を主体に活動を行っている。景観制度の活用には、 土地の利用状況や景観的特徴によりゾーン分けされ、各ゾーンの特徴に応じた基準を 設けている(地域住民主体で作成した足助ルール)。その内容は景観保全と生活との



足助町並み景観相談会での地域住民、民間 企業及び行政機関からの相談対応の様子。

調和の観点が組み込まれていることから、運用は地域の住民代表等で構成される足助町並み景観相談会が行っている。この足助町並み景観相談会では、地域住民、民間企業及び行政機関からの相談を取り扱っており、年間 100 数件の案件に対応する足助の景観保全における軸となっている。また、足助地区では平成 25 年度に都市再生整備計画事業等の行政によるハード整備(無電柱化や道路修景、橋梁修景)が行われたが、その内容は、足助景観ルールに沿って実施されており、地域住民による景観保全への思いが着実に具現化してきているといる。

■審査講評:

豊田市足助地区は、三河湾でとれた塩を信州に運ぶ「塩の道」の中継点として、江戸時代に栄えた商家町である。今なお、江戸時代後期から明治時代末期にかけての建築物が多く現存し、その後の建築物も、伝統的な町家の形式を踏襲するものが多い。

こうした歴史および地域に対する誇りは、それぞれの建築物のみならず、住民のなかに、通奏低音のように流れている。一方、少しずつではあるが変わりゆく地域景観の将来を見据えて、合併を契機に、景観法の制定に先立って「足助まちづくり推進協議会」が組織された。住民により構成される協議会は、行政のサポートを得ながら、足助地区のあり方を自律的に考えてきた。

その根底をなすのは、地域や個々の建築物に対する歴史家や建築家の専門的サポートを受けた自己認識である。とりわけ、地域の歴史とともに個々の建築物の「家の歴史」を客観的に認識し、個々の所有にかかる建築物に公共性を見いだして、これを将来に継承するという意識が、協議会の地道な活動を通じて浸透している。

足助地区には、漆喰塗り 2 階建て黒瓦の商家が連担していたり妻入家屋が連担していたりの落ち着いた風景が展開する。決して観光地らしくはない。こびるような景観もない。住民の「ふつうの暮らしぶり」しかそこにはない。「景観が保全されても人間関係が破壊されたのでは何にもならない」という基本認識のもとに、マイペースの活動が展開されている。まことに「景観づくり活動部門」の受賞にふさわしい。(北村)

■取組名 : 七尾市和倉地区景観協定の締結と景観づくり

■取組範囲:石川県七尾市(七尾市和倉地区) ■応募者:七尾市和倉地区景観協定運営委員会

■取組の概要:

和倉温泉は、能登の観光拠点として、ピーク時の平成3年には167万人の入浴客で賑わったが、近年は景気低迷や娯楽の多様化により、年間80万人台と低迷している。活気ある和倉温泉を創出するためには、現代の観光客のニーズに合った、かつその土地の魅力を活かしたまちづくりが必要であり、郷土の歴史、文化溢れる地域独自の街並みの形成、温泉街情緒の創出など、魅力ある街の形成を図る取組が求められていた。

こうした中、平成 20 年から石川県及び七尾市が着手した環境整備に合わせ、地域住民として、和倉温泉らしく格式と温泉情緒ある雰囲気の創出と、質の高い観光や居住の



和風の外観(格子、庇、色彩、緑化など)を意識して新築された建物。

環境形成を図ることを目的として運営委員会を発足した。住民に対する説明を重ね、合意形成に大変苦慮しつつも、約6年をかけ平成26年3月に北陸で初となる景観法に基づく景観協定を締結し、同年4月より協定の運営を開始することができた。運営を開始したばかりであるが、今後も景観協定に基づく景観づくりを推進し、地域景観への意識醸成と観光客増加に繋げていきたい。

■審査講評:

開湯 1,200 年という歴史を持つ和倉温泉は、能登の観光拠点として古くから賑わいがあったが、近年観光客数はピーク時から半減していた。そこで、「温泉情緒が感じられない、散策地が少ない、住環境が悪い」という 3 つの課題を解決するために、6年間の勉強会を経て平成 26年に景観法 81条に基づく「景観協定」が締結された。

この「景観協定」は北陸ではじめての先駆的な事例で、また「にぎわいの中心地区」、「大型旅館の地区」、「周辺住宅の地区」の3地区全体22.2ha、協定参加者209名という極めて大規模なものである。内容も、建物の高さや壁面後退、屋根や外壁の色彩、さらに温泉地では重要な屋外広告物に関しても詳細なルールを定めている。この間の景観協定運営委員会の地権者説明会や合意形成の取組みは、多くの困難を乗り越えながらの地道なプロセスであり、高く評価できる。

石川県や七尾市による道路や公園、および集合看板(エコサイン)等の環境整備も同時期に行われ、またすでに8件程度の建物建替や改善が実施されたため、景観協定が目指すイメージが次第に見え始めている。今後の景観協定の運営によって、さらに温泉情緒豊かな景観が形成されることを期待したい。(卯月)

「特別賞」(公益財団法人 都市づくりパブリックデザインセンター理事長賞)

■取組名: 花とおはなしできる北鴻巣すたいる

■取組範囲:埼玉県鴻巣市(鴻巣市北鴻巣駅西口周辺とすみれ野中央公園(すみれ野地区))

■応募者 : 特定非営利活動法人 エリアマネジメント北鴻巣、株式会社サポート

■取組の概要:

当地区は JR 高崎線北鴻巣駅西口駅前の土地区画整理事業により新しく生まれたまちである。公園、集会施設、まちなみという、「美しいまち」も日々その美しいまちを維持管理しなければ、当然劣化してしまう。劣化すれば、「資産価値の低下」を招くことになり、まちの魅力も薄れ、衰退へと向かってしまう。そこで、資産価値の低下を防ぐためにエリアマネジメントを導入し、安心・安全なまちの環境整備に努めてきた。平成 20 年には、特定非営利活動法人(NPO法人)を設立、まちなみ景観の維持管理・運営を通して、持続可能なまちづくり、まちなみ環境の保全・地域の安全等を促し、地域全体の永続的な発展を図る事を目的として、「自分たちのまちを自分たち自身でつくり育てていく」取組を実践した。具体的には、建築・外構ガイドラインの指標(数値基準)をつくり、まちのパブリックエリアから、住居建築時にガイドライン審査を行い、ヒートアイランド現象の抑止や景観の統一を考慮したまちづくりを展開している。



公園と住宅地の間に位置するテラコッタ 花壇は公園に訪れた人の憩いの場に寄り 添っている。

■審査講評:

花のまち鴻巣のエリアマネジメントは、小さいながらパワフルである。一見するとただ、花壇つくりだけを売りにしているようであるが、実は違う。コミュニティの活動を含めたエリアマネジメントが、マンションを含めた、1ヶ月ワンコイン、6000円のフィーが非常に有効に使用されている。まさに資産価値の下がらない街を作った時から目指している。また、一番評価されているのは、中心に配置された広場であろう。そこでは、多くの年代の子供達が、つどっている。車は通らず、家に囲まれた広場にはあえて遊具を置かず、子供達がそれぞれ工夫をして遊ぶ姿がある。また、公園の指定管理者となり、スポンサー花壇なども設けている。まさに、ホスピタリティの高いまちである。また、特徴的なのは、温暖化のデータをきちんと提示しながら、駐車場緑化など温度低下に結びつく緑化を呼びかけているところである。ガイドラインもオープンにされているが、何より温度低減は熊谷にも近いこの地域では説得力があるらしい。まさに優秀賞にふさわしい活動である。今後のマネジメントの進化にも期待したい。(池邉)

■取組名 : 市民力による京都の広告景観向上の取組

■取組範囲:京都府京都市(京都市全域)

■応募者 : 京都市

■取組の概要:

京都市では、歴史都市・京都の優れた景観を守り、未来の世代に継承するために、建築物の高さやデザインの規制、他に類をみない屋外広告物規制を盛り込んだ「新景観政策」を実施した。

新景観政策のうち、特に屋外広告物については、7年間の経過措置期間を条例に定め、平成24年度から110名体制で適正化の取組を実施し、すべての市民・事業者が自らの表示する屋外広告物(私有財産)が都市景観(公共財産)を形作っているという認識を持ったうえで、京都の景観は全員が力を合わせ、守り育てていかなければならないという高い理念を共有した結果、取組当初、市内



新景観政策により規制強化した屋外広告物等に関する条例の経過措置期間が終了した 平成26年9月時点における当地区を代表す る繁華街である四条通の広告景観

の屋外広告物の約7割が違反状態にあったものを、8割以上が適正に表示いただく状況にまで改善し、山紫水明と称される京都の豊かな自然や世界遺産である神社仏閣、伝統的な京町屋などの歴史・文化資源が織りなす美しい景観が大きく向上した。

こうした魅力ある景観を創出する取組は、国内外から評価を得ており、市を訪れる観光客数も増加傾向にある。

■審査講評:

屋外広告物は単に屋外に掲出される広告媒体というだけではなく、町や地域を特徴付ける重要な要素として景観形成に大きな影響を与えている。しかし適切に誘導・規制、除却することは困難を極めているのが現状である。京都市ではこのような屋外広告物に対して、すぐれた景観を守り継承するために平成19年から「新景観政策」を掲げ、「大きさ」「色」「表示できる高さ」に対する基準を設け、中でも「屋上屋外広告物の全面禁止」という全国的にも注目される厳しい規制を実施するに至った。これらは一朝一夕には達成することは困難であり、全国の自治体が抱えている担当職員の不足という事態に対しても集中的に効果的な体制を敷いて、景観の向上を果たしたことは賞賛に値する。行政主導の感は否めないが、規制の遵守、「新景観政策」の規制を超えた自主ルールの策定など、市民の協力無しでは成し遂げることはできなかった。この政策を通じて、全国的にも違反が多い屋外広告物の適正化が推進され、屋外広告物の規制による景観づくりが、市民とともに行われたことは高く評価される。古都京都の歴史・文化を景観に創出してゆく活動として、今後さらなる進展が期待される。(山畑)

平成 27 年度 都市景観大賞について

I. 都市空間部門について

1. 表彰目的

都市景観大賞「都市空間部門」は、良好な都市景観を生み出す優れた事例を選定し、その実現に貢献した関係者を顕彰し、広く一般に公開することにより、より良い都市景観の形成を目指すものです。

2. 表彰内容

① 大賞(国土交通大臣賞) ……原則 1 ~ 2 地区

② 優秀賞 ……数地区

③ 特別賞………内容に応じ、適宜選定

3. 対象地区の要件

本賞は、街路・公園や公開空地等の公共的空間とその周りの 宅地・建物等が一体となって良質で優れた都市景観が形成され、 それを市民が十分に活用することよって、地域の活性化が図ら れている地区を対象とします。単独の公共施設、建築物、構造 物は対象になりません。

4. 応募者の資格

良質で優れた都市景観の実現に深く寄与した地方公共団体、まちづくり組織、市民団体、民間企業・コンサルタント、独立行政法人、公社等とします。※多くの関係者による共同応募が望ましいですが、単独でも応募者になれます。

5. 審査

「都市景観の日」実行委員会内に設置される都市景観大賞審査委員会において、応募図書等をもとに、内容を審査(書類選考、現地視察)した上で、表彰地区を選定します。

6. 審査委員

委員長 陣内 秀信 法政大学教授

委 員 池邊このみ 千葉大学教授

卯月 盛夫 早稲田大学教授

岸井 隆幸 日本大学教授

佐々木 葉 早稲田大学教授

高見 公雄 法政大学教授

田中 一雄 ㈱GK インダストリアルデザイン代表取締役

富田 泰行 トミタ・ライティングデザイン・オフィス代表取締役

国土交通省 都市局公園緑地·景観課長

国土交通省 都市局市街地整備課長

国土交通省 住宅局市街地建築課長

(順不同、敬称略、平成27年5月現在)

Ⅱ. 景観教育・普及啓発部門について

1. 表彰目的

都市景観大賞「景観教育・普及啓発部門」は、景観まちづくり学習などの良好な景観に関する意識啓発や知識の普及等を行っている優れた活動を選定・顕彰し、広く一般に公開することにより、より良い都市景観の形成を目指すものです。

2. 表彰内容

① 大賞(国土交通大臣賞) ……原則1団体

② 優秀賞 ………数団体

3. 募集対象

小中学校等における景観まちづくり学習の実施や、街歩きや 景観に関するセミナーの開催や地域の景観に関する情報発信な ど、景観に関する教育、意識啓発、知識の普及等を地域に根差 して行っており、その取り組みが地域の人々の景観への意識・ 関心の高揚につながっている優れた活動を対象とします。

4. 応募者の資格

景観教育や景観まちづくりに関する意識啓発を行っている、 学校、まちづくり組織、市民団体、これらの団体を支援してい る地方公共団体などで、かつ、地域に根差した活動を3年以上 継続して実施している団体とします。

5. 審査

「都市景観の日」実行委員会内に設置される都市景観大賞審査委員会において、応募図書等をもとに、内容を審査(書類選考、現地ヒアリング)した上で、表彰団体を選定します。

6. 審査委員

委員長 小澤紀美子 東京学芸大学名誉教授

委 員 卯月 盛夫 早稲田大学教授

大道 博敏 江戸川区平井西小学校主幹

福井 恒明 法政大学教授

国土交通省 都市局公園緑地·景観課長

(順不同、敬称略、平成27年5月現在)

Ⅲ.景観づくり活動部門について

1. 表彰目的

都市景観大賞「景観づくり活動部門」は、市民が主役の景観づくり活動等、景観法や景観に関連する制度(以下「景観制度」という。)を活用した優れた取組を選定・顕彰し、広く一般に公開することにより、より良い都市景観の形成を目指すものです。

2. 表彰内容

① 大賞(国土交通大臣賞) ……原則1取組

② 優秀賞 ……数取組

3. 募集対象

次の1) 又は2) の取組を対象とします。

- 1) 景観法に基づく優れた取組であって、その取組が良好な景観 形成に対して顕著な効果が発現しているもの、又は将来にお いて顕著な効果発現が期待でき、現にその一部が発現してい るもの。
- 2) 景観制度を活用した優れた取組であって、地域の人々の景観への意識向上につながっているもの。

4. 応募者の資格

応募者の資格は、次の 1) ~3) のいずれかを満たしており、景観制度 の活用開始後、原則3年以上経過している取組に係る団体とします。

- 1) 景観制度を活用した景観行政団体又は景観整備機構、景観協議会
- 2) 景観協定締結や景観計画提案、景観重要建造物の保存管理活動等を 実施又は支援したまちづくり組織、市民団体その他の団体
- 3) 景観制度を活用し、地域の人々の景観への意識向上につながっている優れた取組を行っている団体

5. 審査

「都市景観の日」実行委員会内に設置される都市景観大賞審査 委員会において、応募図書等をもとに、内容を審査(書類選考、 現地ヒアリング)した上で、表彰取組を選定します。

6. 審査委員

委員長 卯月 盛夫 早稲田大学 教授

委 員 池邊このみ 千葉大学大学院 教授

北村 喜宣 上智大学法科大学院長

小浦 久子 神戸芸術工科大学 教授

清水 千弘 シンガポール国立大学 教授

出口 敦 東京大学大学院 教授

西山 徳明 北海道大学 教授 福井 恒明 法政大学 教授

山畑 信博 東北芸術工科大学 教授

国土交通省 都市局 公園緑地・景観課長

(順不同、敬称略、平成27年5月現在)